

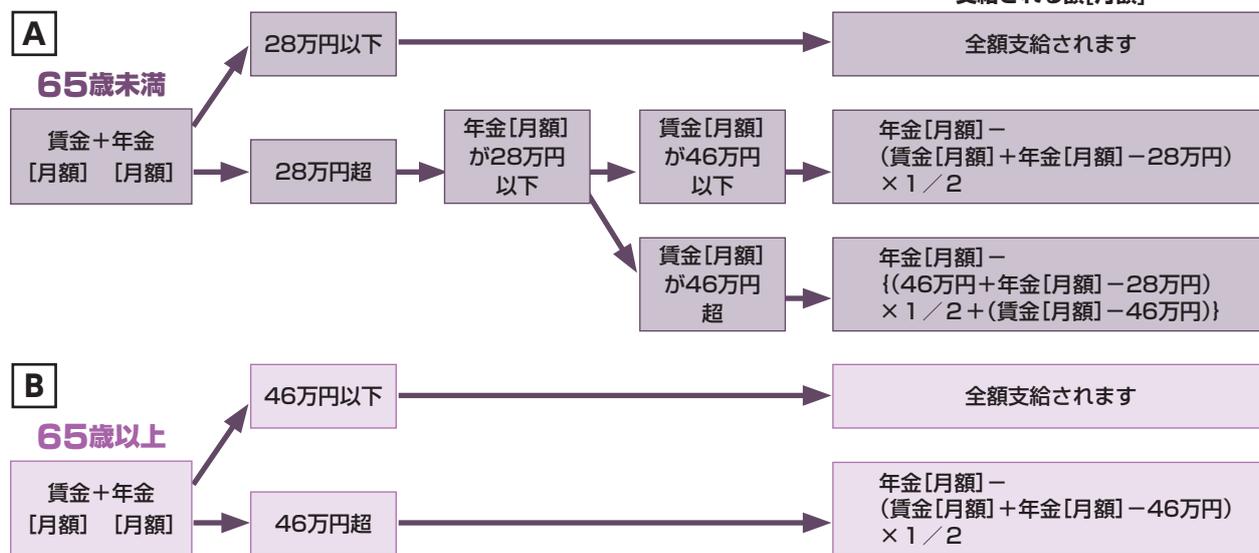
ねんきん



Q 公務員を定年退職後、市町村役場か民間会社に再就職（厚生年金保険加入）する予定です。平成27年10月からの被用者年金一元化後、年金が支給停止となる基準が厳しくなるそうですが、年金支給額はどのように計算するのですか？

A 平成27年10月以降の計算方法は以下の図のようになります。65歳未満の退職共済年金の受給者については、年金の停止基準額が46万円から28万円に引き下げられる（平成27年9月までは65歳未満の方も下図のBでしたが、Aとなる）ことから、年金支給額が大幅に減少することとなります。なお、一定の緩和措置が設けられる見込みですが、詳細は未定です。

被用者年金一元化後



(注1) 賃金 [月額] は「①給料 (=標準報酬月額等)」と「②直近1年間のボーナス (=標準賞与額) の 1/12」の合算額です。直近1年間のボーナスには、公務員であった間に受けた期末手当等も含まれます。

(注2) 年金 [月額] は退職共済年金 (老齢厚生年金) の年額 (職域年金相当部分の額、加給年金額を除く。) の 1/12 の額です。

組合員の皆さん全員にお配りしています

「被用者年金制度の一元化と年金払い退職給付制度の創設」のリーフレット

平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されます。この被用者年金制度の一元化により、これまでの職域部分は廃止され、新たな「年金払い退職給付」が創設されることとなります。これらの改正等について理解を図るため、リーフレットを12月中旬に所属所を通して組合員の皆さん全員にお配りしています。

地共済 年金情報Webサイト

運用時間
365日
6時から24時

アドレス <https://www.chikyonenkin.jp/>

注) この Web サイトは平成 27 年 3 月 31 日をもって一旦終了し、4 月以降は新たな Web サイトが開設される予定です。そのため、**新規のご利用申込み**につきましては、**平成 27 年 1 月 31 日まで**となります。新たな Web サイトの詳細は、決まり次第ご案内します。

「地共済年金情報Webサイト」利用者専用ダイヤル



03-5210-4607

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課 [9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)]